

令和5年度滋賀支部事業実施報告書

目次

- 業務グループ P3～
- レセプトグループ P13～
- 保健グループ P25～
- 企画総務グループ P41～

業務グループ

●令和5年度 数値目標達成状況

1. 基盤的保険者機能強化関係

項目	令和5年度 目標	実績	目標 達成状況 ○：達成 ×：未達成	資料掲載
サービススタンダードの達成状況を100%とする。	100.0%	100.0%	○	P4～5
現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする。	96.0% 以上	94.1%	×	P4～5
高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合について、前年度を上回る。	86.6% 以上	85.4%	×	P6～7
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の方の施術の申請の割合を対前年度以下にする。	0.39% 以下	0.34%	○	P8～9
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする。	94.0% 以上	90.7%	×	P10～11

1 基盤的保険者機能関係

(1) サービス水準の向上

《令和5年度事業計画》

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
 - 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。
 - お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。
- KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考実績） 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
サービススタンダードの達成状況	100%	99.99%	100%	100%	
現金給付等の申請に係る郵送化率	95.1%	95.7%	96.0%	94.1%	

《実施策》

- お客様満足度調査に基づいた「支部カルテ」により問題・課題を把握し、改善策を策定し、全職員に対し研修等により周知を図る。
- 退職者の多い適用事業所に対し「任意継続申請セット」を、また現物化の遅れている医療機関に対し「限度額適用認定証申請セット」を適宜配布し、現金給付等の申請に係る郵送化率の向上を図る。

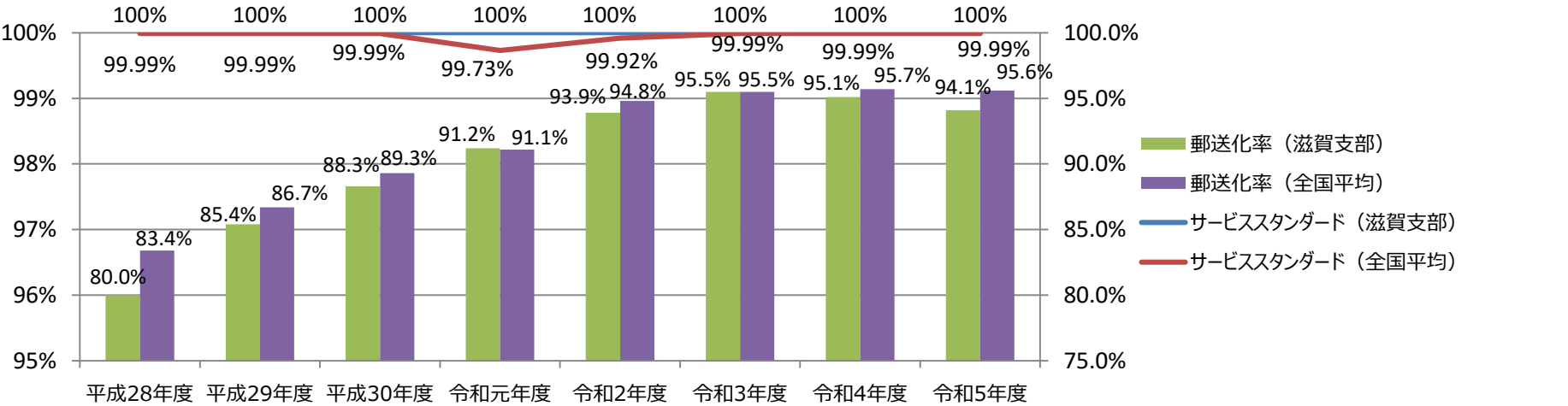
《実施結果》

- グループ内の山崩し処理体制の推進と、職員の多能化による柔軟な事務処理体制の構築により現金給付のサービススタンダード100%を達成。
- 電話ガイダンスの標準化や電話ユニット体制の整備により受電体制の強化を図った。
- 各種説明会等を通じて事業主、加入者への周知、広報等により申請書の郵送による申請を推進した。
- 社会保険労務士事務講習会や支部窓口に来所された社会保険労務士に対して郵送による申請書提出を依頼。

<<評価と課題>>

- 山崩し処理体制の推進と、職員の多能化によりグループ内の状況に応じた柔軟な処理体制を実現することで、サービススタンダード100%を達成することができた。
- 現金給付等の申請に係る郵送化率について、相談窓口でのお手続きをご希望される方が一定数いらっしゃる中でKPIの達成に至らなかったが、より分かりやすい広報や各種説明会等を通じて、引き続き郵送化促進を図っていく。

健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率・郵送化率



健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率

（サービススタンダード）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率	滋賀	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	全国	99.99%	99.99%	99.99%	99.73%	99.92%	99.99%	99.99%	99.99%
健康保険給付の受付から振込までの平均日数	滋賀	7.82日	8.61日	8.01日	7.85日	7.01日	6.97日	7.70日（30位）	5.70日（25位）
	全国	8.11日	8.03日	7.68日	7.87日	7.46日	7.44日	8.14日	6.19日

郵送化率

（申請書受付 郵送化）		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
郵送化率（%）	滋賀	80.0	85.4	88.3	91.2	93.9	95.5	95.1（21位）	94.1（27位）
	全国	83.4	86.7	89.3	91.1	94.8	95.5	95.7	95.6

1 基盤的保険者機能関係

(2) 限度額適用認定証の利用促進

《令和5年度事業計画》

- オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

数値指標

KPIの設定なし

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合について、前年度を上回る。
【参考】令和4年度実績 86.6% 令和5年度実績 85.4%

《実施策》

- ・ 納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。
- ・ 医療機関や市町と連携し、窓口限度額適用認定申請書の配置を依頼することにより利用を促進する。また、申請書が配置できていない医療機関や、現物給付化が低い医療機関への申請書の配置や利用の働きかけを実施する。

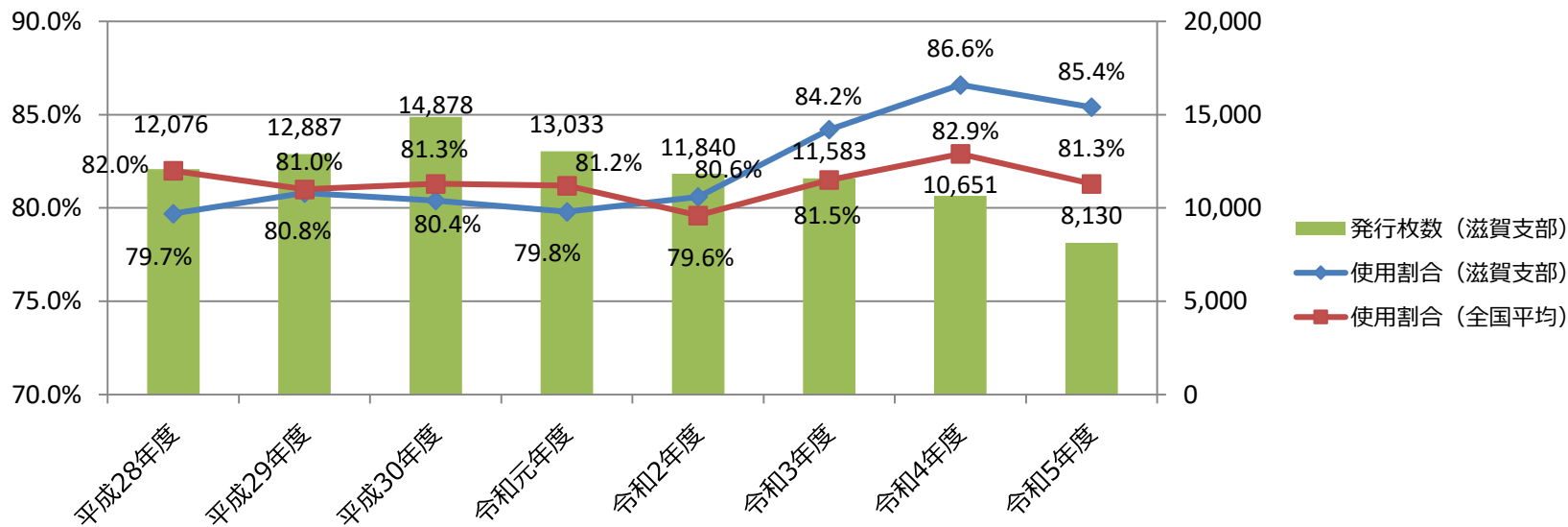
《実施結果》

- ・ 大規模医療機関へ訪問し、限度額適用認定証の利用促進ポスターの掲示依頼及び限度額適用認定証申請セットの利用について働きかけを実施（令和5年度 4機関）
- ・ 限度額適用認定証申請セットを希望する医療機関へ送付し、利用促進を図った。（25機関、7事業所、3257部配布）

《評価と課題》

- ・ オンライン資格確認が進み、限度額適用認定証の発行件数は減少する中、ターンアラウンドによる高額療養費支給申請書申請促進の実施件数の増加等による現金給付が増加しており、前年度を下回る結果となった。マイナ保険証の活用により限度額適用認定証の発行が不要となることから、マイナ保険証利用促進とあわせて周知を図っていく。

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合



		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用割合	滋賀	79.7%	80.8%	80.4%	79.8%	80.6%	84.2%	86.6%	85.4%
	全国	82.0%	81.0%	81.3%	81.2%	79.6%	81.5%	82.9%	81.3%
発行件数	滋賀	12,076件	12,887件	14,878件	13,033件	11,840件	11,583件	10,651件	8,130件

1 基盤的保険者機能関係

(3) 現金給付の適正化の推進

「令和5年度事業計画」

- 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。
- 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。
- 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。
- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考） 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合	0.39%	0.86%	0.39%以下	0.34%	

「実施策」

- 資格取得から2か月以内の手当金請求と資格喪失後の継続給付について重点的に審査を行う。
- 支給済分についても、本部から提供される疑義リストの再点検を実施する。
- 日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。
- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、本部提供データを活用し、いわゆる「部位ころがし」が疑われる申請に対する照会を積極的に実施する。
- 柔整審査会や面接確認委員会を活用し、請求内容が作為的、不正又は著しく不当である施術所に対しての改善指導を実施する。
- あはき療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会を確実に実施する。

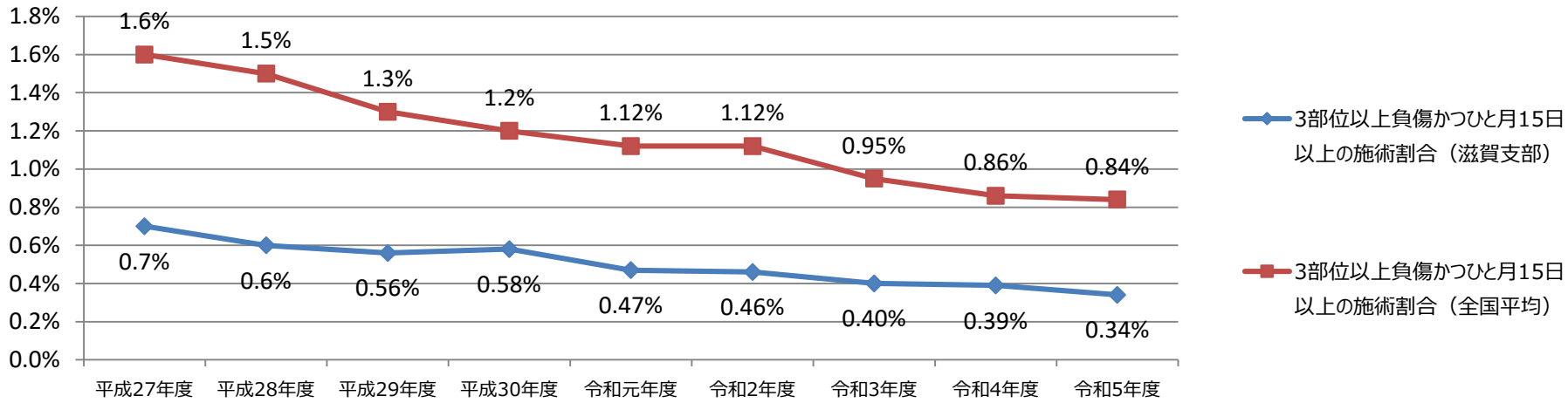
《実施結果》

- ・ 施術箇所が3 部位以上、かつ月15日以上の施術について、加入者に対する文書照会を実施。
- ・ 患者照会の回答書等により保険診療が認められない不当な請求が疑われた事案について、受診者や施術者に対し必要な調査を行い、支払済の保険給付金について返納金請求及び厚生局へ情報提供を実施。（令和5年度 1件）
- ・ 柔道整復療養費面接確認委員会による面接指導を通じて、施術所に対し適切な保険請求等に関する指導を行った。（令和5年度 5回実施）
- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費における保険適用について疑義が生じた申請については、医師照会や患者照会を実施。

《評価と課題》

- ・ 柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所が3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合は、患者照会や施術所への文書指導等を実施した結果、KPIの目標を達成した。引き続き、患者照会等を実施し保険請求適正化を図っていく。

3 部位以上負傷かつひと月 1 5 日以上の施術割合



			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【KPI】 3部位以上負傷かつひと月15日以上の施術	滋賀	件数 (件)	814	732	727	769	504	604	564	542	459
		割合 (%)	0.7	0.6	0.56	0.58	0.47	0.46	0.40	0.39	0.34
	全国	件数 (件)	244,817	230,096	204,407	189,660	175,883	160,251	143,059	127,656	123,677
		割合 (%)	1.6	1.5	1.3	1.2	1.12	1.12	0.95	0.86	0.84

1 基盤的保険者機能関係

(4) 被扶養者資格の再確認の徹底

《令和5年度事業計画》

- マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
 - 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
 - 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考） 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	93.9%	92.3%	94.0%	90.7%	

《実施策》

- ・ 本部による未提出事業所への1次勧奨の後、支部独自の2次勧奨を実施する。
- ・ 未送達事業所について日本年金機構への照会等を実施し、送達を徹底する。

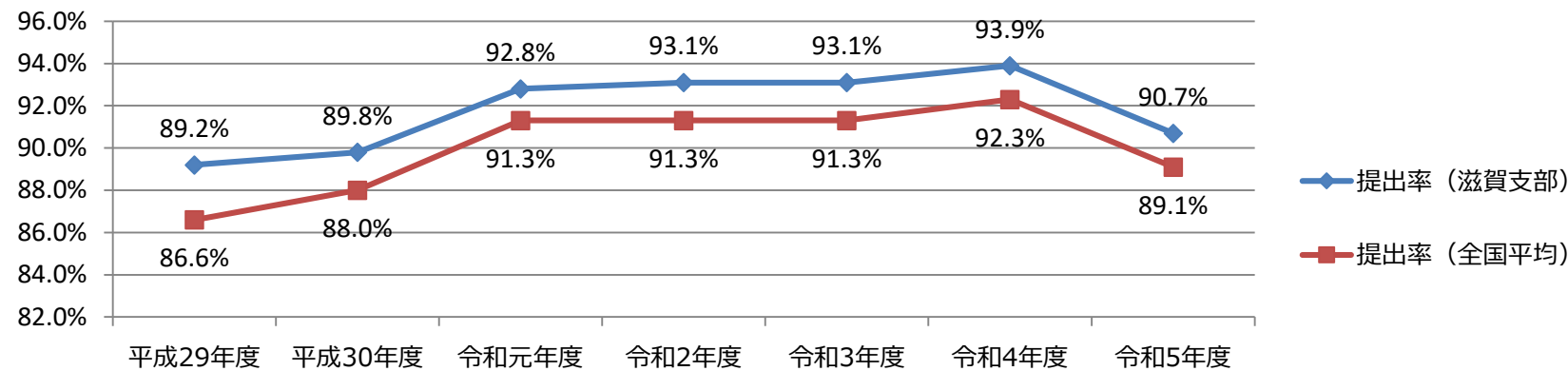
《実施結果》

- ・ 令和5年7月に社会保険労務士会等へ被扶養者状況リストの送付方法等について周知を依頼。
- ・ 令和5年8月に滋賀県内年金事務所へ被扶養者資格再確認にかかる業務への協力依頼を実施。
- ・ 令和6年1月下旬に未提出事業所へ提出勧奨はがきを送付し、令和6年2月から3月に電話及び被扶養者状況リスト送付による再勧奨を実施した。

《評価と課題》

- ・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率についてはKPIの目標を下回る結果となったが、提出勧奨方法の変更等の影響が考えられる。次回は提出勧奨方法を見直し、確認書提出率の向上を図っていく。

対象事業所からの被扶養者資格再確認書の提出率等



			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象事業所数	滋賀	件数	11,891	12,188	13,226	12,272	12,429	12,398	12,320
	全国	件数	1,263,914	1,315,182	1,446,812	1,334,462	1,346,980	1,349,590	1,345,584
提出事業所数	滋賀	件数	10,608	10,947	12,278	11,430	11,574	11,644	11,171
		提出率	89.2%	89.8%	92.8%	93.1%	93.1%	93.9%	90.7%
	全国	件数	1,094,139	1,156,747	1,321,600	1,218,317	1,229,381	1,245,251	1,199,210
		提出率	86.6%	88.0%	91.3%	91.3%	91.3%	92.3%	89.1%
勸奨件数	滋賀	件数	-	-	4,206	1,908	2,075	1,003	991
対象被扶養者数	滋賀	件数	67,211人	67,837人	132,134人	62,529人	60,113人	59,696人	57,265人
	全国	件数	7,381,647人	7,480,414人	13,204,839人	6,881,410人	6,344,619人	6,510,097人	6,264,043人
被扶養者削除人数	滋賀	件数	655人	660人	620人	617人	835人	809人	648人
		削除率	0.97%	0.97%	0.47%	0.99%	1.35%	1.36%	1.13%
	全国	件数	75,685人	70,897人	66,193人	68,027人	73,047人	78,264人	71,350人
		削除率	1.03%	0.95%	0.47%	0.99%	1.08%	1.20%	1.14%

1 基盤的保険者機能関係

(5) 業務改革の推進

《令和5年度事業計画》

- 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、相談マニュアル・FAQを整備するとともに、本部実施の効果的な研修プログラムを導入すること等により、相談業務の品質の向上を図る。
- 新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。

数値指標

KPIの設定なし

《実施策》

- ・ 山崩し方式定着活動を推進することにより、職員一人ひとりの多能化と生産性の向上を図る。
- ・ 電話対応マニュアルの活用、職員研修等により、相談業務の品質向上を図る。

《実施結果》

- ・ ユニットごとのミーティングにより業務量や進捗状況に応じて柔軟な事務処理体制を敷くことで、現金給付のサービススタンダード100%を達成。
- ・ 決裁者・確認者ミーティングにより各ユニット内の育成状況、課題を共有し、勉強会やOJTに反映することで育成対象職員の多能化を図った。（令和5年度 8回）
- ・ 10月からの電話相談体制本格実施に向け、研修会を実施し担当職員の知識向上を図った。（令和5年度 36回実施）
- ・ 電話ガイダンスの標準化や電話相談ユニットの設置による受電体制を強化するとともに、電話相談研修によるスキル向上を図った。

《評価と課題》

- ・ 山崩し方式による事務処理の実践と受電体制の強化により、健康保険給付の受付から振込までの平均日数が短縮された。さらなる生産性の向上を目指し、柔軟かつ最適な事務処理体制の構築を推進する。

レセプトグループ

●令和5年度 数値目標達成状況

1. 基盤的保険者機能強化関係

項目	令和5年度 目標	実績	目標 達成状況 ○：達成 ×：未達成	資料掲載
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率を対前年度以上とする。	0.482% 以上	0.578% (※)	○	P14～19
協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	5,928円 以上	8,920円 (※)	○	P14～19
日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	88.83% 以上	85.21%	×	P20～23
返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする。	57.57% 以上	61.08%	○	P20～23

※R6.2月
時点

1 基盤的保険者機能関係

(6) 効果的なレセプト点検の推進

《令和5年度事業計画》

- レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。
 - 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、協会における審査の効率化・高度化に取り組むとともに、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。
 - 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。
- KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）を対前年度以上とする
（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

（ ）内の数値は全国順位

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考実績） 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率を対前年度以上とする	0.482%（1位）	0.337%	0.482%以上	0.578%（3位）	令和6年2月時点
協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	5,928円（30位）	7,125円	5,928円以上	8,920円（16位）	令和6年2月時点

i) 効果的な内容点検の実施

《実施策》

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を実施する。
- ・ 内容点検の質的向上を図り、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査を実施し、効果的かつ効率的なレセプト点検を実施する。
- ・ 点検員個別の目標達成状況について、個別面談時に伝達、強み弱みを踏まえた内容を指導し、審査力の向上を図る。
- ・ 専門的な内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。
- ・ 支払基金との連携を強化し、支払基金改革の進捗状況の情報を引き続き求めていく。また、協会の原審・査定事例についての協議を定例開催し議論する。

《実施結果》

- ・ 各点検員の審査技術向上、情報共有等により、査定率及び1件当たりの査定額についてはKPI達成。
- ・ スキルアップ 8月、大阪支部勉強会、10月（医科）3月（歯科）和歌山支部の研修へ参加。2月支部にて研修実施。
- ・ 支払基金と毎月、審査内容についての協議を実施。2月よりWebから対面へ移行、情報共有に努めている。

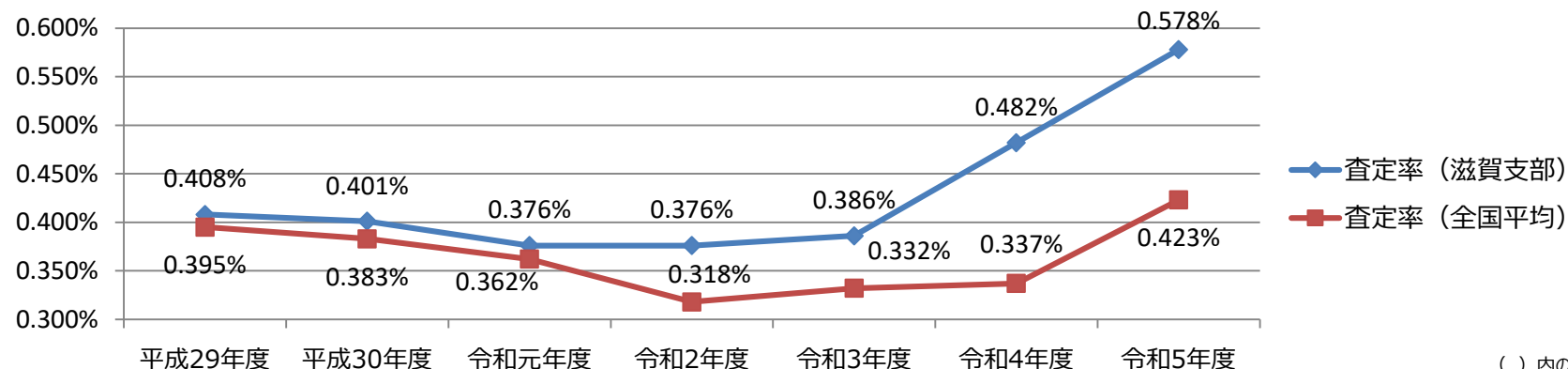
《評価と課題》

- ・ 協会単独の査定率においても昨年度を上回る状況となった。各点検員の審査技術、知識向上もあり全体的にレベルアップしている。しかし、令和6年度については、診療報酬改定があり、レセプト枚数も増加している状況のため厳しくなると思われる。一層効率的な点検を実施していきたい。
- ・ 令和6年度よりK P I が協会単独の査定率となる。（令和5年度0.133%）

令和6年3月時点

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
レセプト受付枚数	320,491	332,821	385,977	337,681	351,538	360,671	360,859	339,692	353,297	362,824	354,403	384,158	4,276,678
原審査件数 (支払基金における審査)	1,606	1,768	2,034	2,059	2,029	1,735	2,338	1,647	1,640	2,009	2,000	1,623	22,488
再審査請求件数 (協会における審査)	1,494	1,817	2,074	2,039	1,823	1,643	2,129	1,490	1,505	1,715	1,810	1,541	21,080

レセプト点検の査定率



		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療費総額	滋賀	47,821,548,790円	49,370,101,310円	47,244,724,400円	50,898,520,050円	53,775,622,780円
査定額	滋賀	191,851,620円	185,770,020円	177,773,160円	196,340,040円	259,054,200円
査定率	滋賀	0.401% (10位)	0.376% (13位)	0.376% (8位)	0.386% (6位)	0.482% (1位)
	全国	0.383%	0.362%	0.318%	0.332%	0.337%

		令和5年度
医療費総額	滋賀	53,531,515,020円
査定額	滋賀	309,463,590円
査定率	滋賀	0.578% (3位)
	全国	0.423%

ii) 効果的な資格点検の実施

《実施策》

- 資格点検の進捗管理を確実に実施する。
- 新システムにより、迅速な処理、調査決定を実施し、債権発生後の速やかな回収を図る。

《実施結果》

- 資格点検については、各処理を確実に実施し、後続の処理の迅速化に努めている。医療機関照会については、オンライン資格確認導入医療機関の増加に伴い、照会件数は減少した。

《評価と課題》

- 資格点検については順調に実施できており、医療機関照会が減少しているため、担当職員の多能化を図るべく他の外傷関係の引継ぎを行い、多能化を図っている。

令和6年3月時点

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
資格点検エラー件数	1,377	1,004	1,293	1,635	1,298	1,236	1,208	1,128	1,270	1,232	1,125	1,166	14,972
資格点検実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	-
医療機関照会件数	226	168	130	143	87	87	84	44	35	27	26	30	1,087
レセプト返戻件数	1,276	1,240	1,324	913	1,367	1,018	890	580	1,014	1,565	653	1,382	13,222
資格点検効果額 加入者1人当り(累計)	72	215	335	541	666	803	921	1,045	1,102	1,241	1,402	1,448	-

iii) 効果的な外傷点検の実施

《実施策》

- 新システムにより、迅速な処理、照会を実施し、未回答者については再送付を実施のうえ提出を促し照会回答を得ることにより、第三者行為による傷病届の提出勧奨、提出を確実に実施する。
- 負傷原因回答により、業務上災害及び第三者行為による加害者求償について、新システムを活用し迅速に調査決定を実施する。また請求漏れを防止するため進捗管理を確実に実施する。

《実施結果》

- 負傷原因照会実施、回答により業務上傷病の返納金や第三者行為の傷病届勧奨等、求償業務につなげている。年度末の第三者行為の傷病届の 残件数96件、前年度比－19件

《評価と課題》

- 外傷、求償業務は各事務処理手順に沿って実施できている。

令和 6 年 3 月時点

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
負傷原因照会件数	363	220	245	391	359	391	366	364	366	264	203	607	4,139
回答件数	246	188	239	221	212	261	195	272	206	267	248	251	2,806
再照会件数	147	156	181	132	212	160	156	198	206	159	169	93	1,969
傷病届受付件数	7	8	20	21	18	17	24	14	22	16	11	15	193
受付残件数	101	101	106	106	110	111	115	115	118	108	98	96	-
外傷点検効果額 加入者 1 人当り（累計）	15	72	94	114	129	159	202	256	269	301	328	370	-

iv) 多受診者への適正受診指導の強化

《実施策》

- システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。

《実施結果》

- 本年度新規対象者 4 名発生し 3 名資格喪失。現在対象者 6 名。照会文書発送し引き続き対応中。

《評価と課題》

- 令和5年度、3名に対し照会文書発送するも回答なし。定期的に文書照会等を実施し接触を図っていく。

1 基盤的保険者機能関係

(7) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

「令和5年度事業計画」

- 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
 - 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
 - 返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

() 内の数値は全国順位

数値指標 (KPI)	実績 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	88.83%(35位)	86.27%	88.83%以上	85.21% (33位)	令和6年3月時点
返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	57.57%(35位)	54.35%	57.57%以上	61.08% (27位)	令和6年3月時点

数値指標 (支部)	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
債権残高（返納金）について前年度より下回る。	64,158,054円以下	72,518,207円	令和6年3月時点
債権管理・保険者間調整による返納金回収件数（債務者数）について前年度を上回る。	197件以上	248件	令和6年3月時点

《《実施策》》

- 債権回収計画に基づき以下の施策を実施する。
 - i 保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、早期に（おおむね1か月）3回実施する。（日本年金機構実施分含む）
※電子申請分は2回実施（日本年金機構では催告をしていない）。
 - ii 保険証未返納者への電話催告を実施する。
 - iii 債権回収計画を策定し、新システムにより効率よく調定等の業務を実施、計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。
 - iv 保険者間調整を積極的に活用するため、債務者にチラシ等による利用勧奨を実施する。
- 保険証返納及び適正利用、資格喪失届への保険証の添付を周知するための広報活動を行う。
- 未反応や不履行な債務者に対し、法的手続きを実施する。

《《実施結果》》

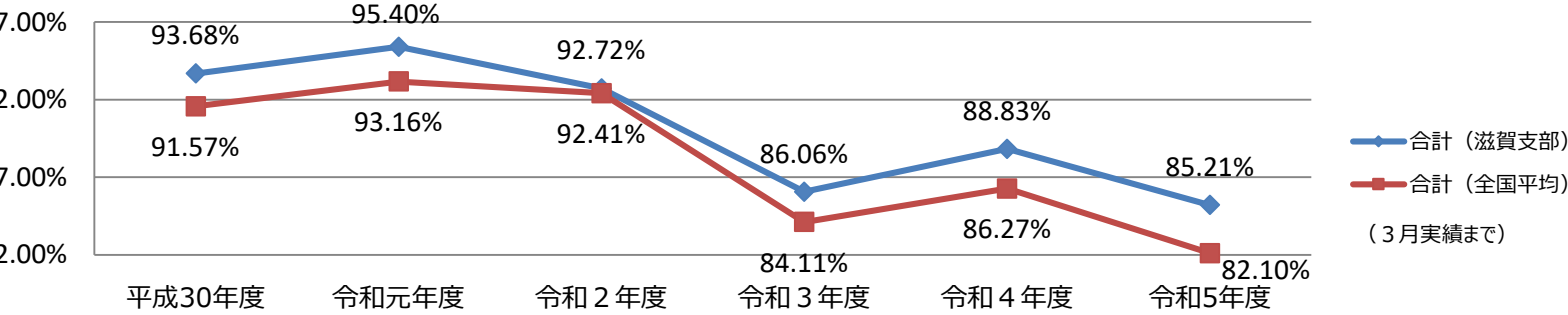
- 保険証回収催告についてはスケジュールに沿って実施している。
- 弁護士名催告等の実施方法を工夫して実施している。しかし、所在不明等連絡不能、納付または保険者間調整が困難な債務者もあり、回収率は前年比減となっている。

《《評価と課題》》

- 保険者間調整を促進し、早期接触、勧奨により保険者間調整へ繋げることができており、高額債権が解消できている。
- 弁護士名催告、保険者間調整の勧奨文書発送を今後も積極的に活用していくことにより、回収率を上げていく。
- 令和6年度K P I 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする（76.12%）へ変更。また、保険証回収率については令和6年11月まで。

保険証回収率（一般加入者・任意継続）

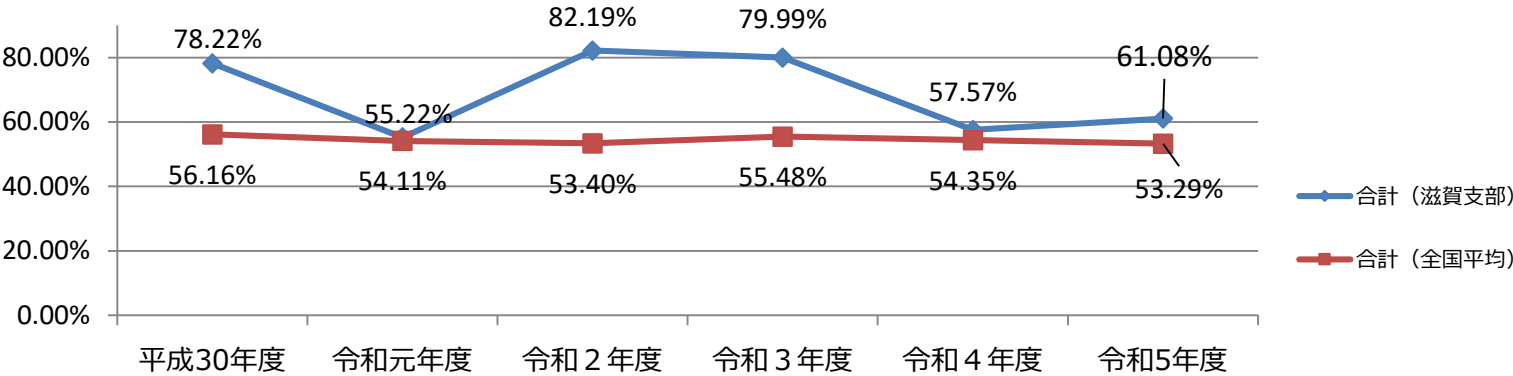
令和6年3月時点



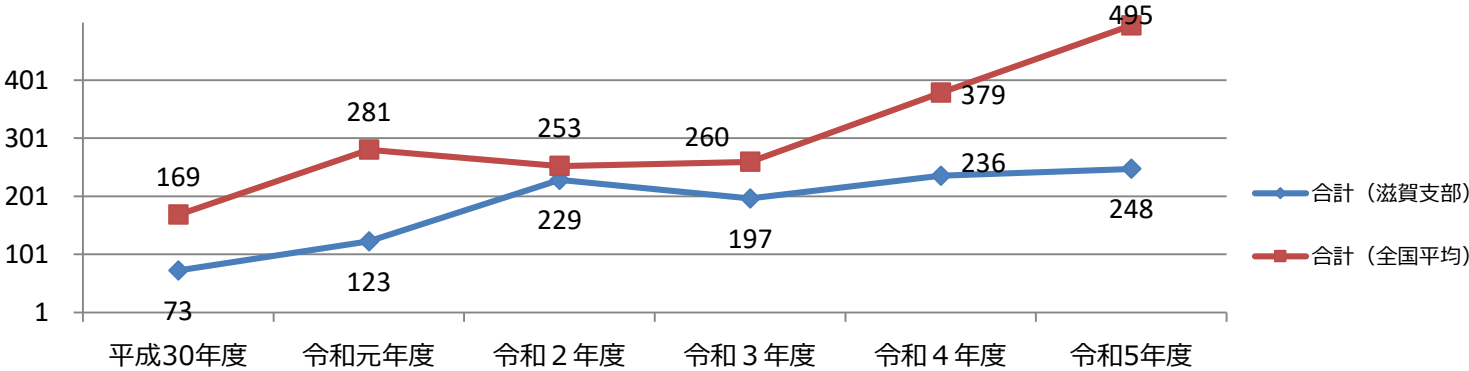
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
文書催告件数	2,975	1,743	1,410	1,589	1,685	1,124	1,297	1,048	900	2,092	2,011	1,640	19,514
電話催告件数	37	43	43	25	34	28	10	19	18	30	33	25	345
保険証回収率（%）	91.20%	89.28%	87.62%	87.19%	86.46%	86.69%	86.75%	86.47%	85.97%	85.75%	85.36%	85.21%	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勸奨内容	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	事業所 文書勸奨	-
件数	51	21	17	33	22	16	12	9	7	14	19	9	230

債権回収年度別推移



保険者間調整件数年度別推移



令和6年3月時点

返納金債権の回収

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
返納金調定件数	161	200	296	224	209	249	206	175	352	199	191	226	2,688
時効消滅件数	0	2	2	16	1	7	1	6	4	3	2	13	57
返納金調定金額	3,715,005	29,684,781	18,868,787	12,623,914	7,163,952	6,473,413	7,331,688	14,029,649	11,369,536	5,656,874	7,294,964	6,372,233	130,584,796
返納金残額	58,989,315	82,666,676	76,525,213	77,821,985	78,927,617	72,673,121	75,014,475	74,506,115	81,213,649	80,700,958	79,453,590	72,518,207	
返納金回収率	13.16%	10.65%	11.88%	17.29%	18.76%	23.38%	24.76%	38.59%	35.73%	37.11%	42.18%	61.08%	

返納金債権の催告

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
文書催告件数	298	336	151	336	352	301	185	357	252	102	338	209	3,217
電話催告件数	17	10	15	11	10	10	2	3	7	8	7	3	103
訪問催告件数	16	13	16	7	9	10	0	4	1	0	0	0	76
弁護士名催告	41	43	40	36	37	55	38	21	35	22	38	0	406
法的措置収納完済件数	0	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	7

保険者間調整の利用促進

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保険者間調整件数	-	33	-	25	-	37	-	59	-	36	-	58	248

1 基盤的保険者機能関係

(8) オンライン資格確認の円滑な実施

《令和5年度事業計画》

- オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。

《実施策》

- 納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。

《実施結果》

- 協会本部より8～9月に送付された「ジェネリック医薬品軽減額通知」にマイナンバーカードの保険証利用にかかるチラシを同封し、周知広報を行った。
- 毎月配信しているメールマガジンにおいて、マイナンバーカードの保険証利用に関する記事を掲載するとともに、協会ホームページ上の設置したマイナンバー特設サイトへリンクさせることで、加入者への周知広報を行った。
- 健康保険委員向け広報誌「健康保険委員NEWS 12月号」にマイナンバーカードの保険証利用にかかるチラシを同封し、周知広報を行った。

《評価と課題》

- 国の方針に基づき、令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止となるが、マイナ保険証の利用率は未だ低迷していることから、加入者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう、引き続き、マイナ保険証の利用について、様々な広報媒体を通じて情報発信していく。

保健グループ

●令和5年度 数値目標達成状況

2. 戦略的保険者機能強化関係

項目	令和5年度 目標	実績	目標 達成状況 ○：達成 ×：未達成	資料掲載
生活習慣病予防健診受診率71.2%以上とする。	71.2% 以上	73.8%	○	P28～29
事業者健診データ取得率を14.3%以上とする。	14.3% 以上	8.0%	×	P30～31
被扶養者の特定健診受診率を40.0%以上とする。	40.0% 以上	39.4%	×	P32～33
被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする。	38.0% 以上	17.1%	×	P35～36
被扶養者の特定保健指導の実施率を32.6%以上とする。	32.6% 以上	26.3%	×	P37
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする。	13.1% 以上	未確定	-	P38～39

2 戦略的保険者機能関係

(1) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

＜＜令和5年度事業計画＞＞

- 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。
- 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。
- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第4期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。

（滋賀支部データヘルス計画）

□上位目標（10年程度先に成果を評価する目標）

滋賀県健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る。

（目標：年間一人当たり入院医療費を4,600円より下回る）

□中位目標（6年後に達成すべき目標）

生活習慣の改善による血圧のリスク因子保有率の減少

（中間目標 2020年度：36.6%）

＜＜実施策＞＞

- ・ 県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行う。
- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・ 実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。
- ・ アクション宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

＜＜令和5年度事業計画＞＞

- 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
 - 生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。
 - 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
 - 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームの定着により、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。
- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を71.2%以上とする
② 事業者健診データ取得率を14.3%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を40.0%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考）目標 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
生活習慣病予防健診実施率	71.6%	69.5%	71.2%	73.8%	101,554人/137,523人 令和6年3月時点
事業者健診データ取得率	10.2%	14.3%	14.3%	8.0%	10,999人/137,523人 令和6年3月時点
被扶養者の特定健診実施率	39.6%	39.0%	40.0%	39.4%	13,488人/ 34,209人 令和6年3月時点

①生活習慣病予防健診（被保険者）

《実施策》

- ・ 健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の実施率向上及び事業者健診データの提供につなげる。
- ・ 生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM送付や電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。
- ・ 生活習慣病予防健診を利用していない対象者へ、個別の未受診者勧奨を実施する。勧奨に併せて、集団健診の会場および日程を周知広報することで、受診しやすい環境を整備する。

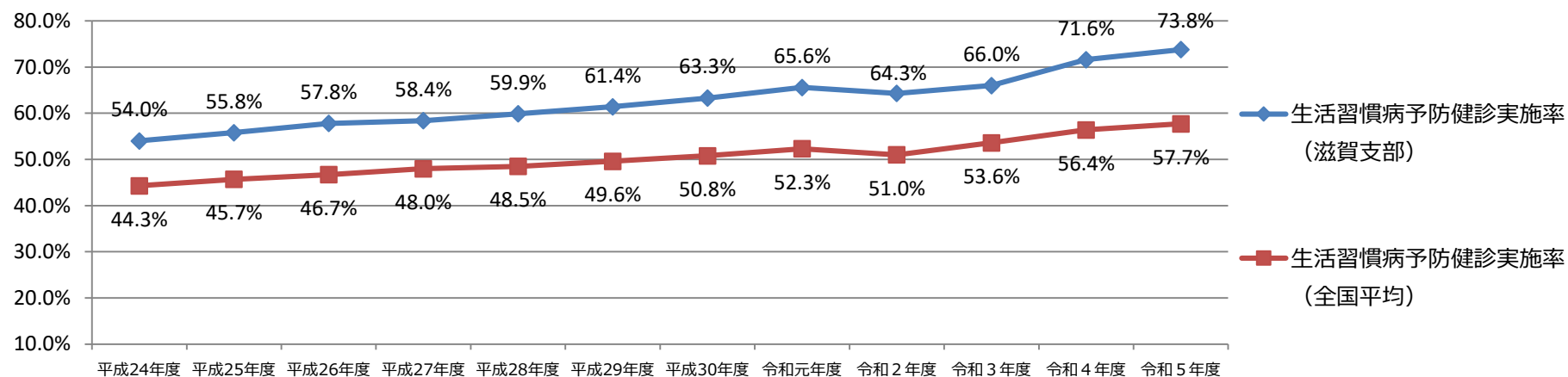
《実施結果》

- ・ 健診推進経費を活用する健診機関は31機関。⇒目標を達成した健診機関は27機関。
- ・ 対象事業所へのDM勧奨について、令和4年度は、過去2年の受診率を0%に絞り対象事業所の選定を行ったが、令和5年度については、過去2年の受診率が0%から50%以下の事業所とした。多くの事業所へ生活習慣病予防健診の補助が拡大されたことを周知し、受診率向上を目指した。対象は2名以上50名以下の事業所4,376社とした。また、DMには、集団健診の案内に加えて、生活習慣病予防健診実施機関一覧も併せて掲載することで、事業所側が受診方法を選択できるようにした。
⇒受診勧奨を実施した26.1%の事業所において受診が確認できた。
- ・ 県内ほぼすべての商工会、商工会議所を訪問し、各商工会等で実施している集団健診のメニューに、生活習慣病予防健診を取り入れてもらうよう交渉した。商工会担当者、健診機関担当者、協会けんぽ担当者の3者による打ち合わせを実施できたケースもあるなど、勧奨により今年度の集団健診に生活習慣病予防健診を取り入れた商工会は3団体。来年度の取り入れを決定又は検討している商工会は10団体となった。
⇒令和5年度より生活習慣病予防健診を集団健診に取り入れた3団体合計で、生活習慣病予防健診を354名受診。

《評価と課題》

- ・ 令和5年度より生活習慣病予防健診の補助が拡大され、自己負担が軽減されたこともあり、事業所健診から生活習慣病予防健診へ切り替えた事業所が一定数あったことも影響し、受診率が向上した。
- ・ 令和6年度より付加健診の対象年齢拡大に伴い、令和5年度からの自己負担軽減と併せて広報を実施していく。

生活習慣病予防健診実績の推移



（ ）内の数値は全国順位

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 (40～74歳)		106,796人	110,419人	114,035人	118,390人	122,156人	127,123人	131,872人	135,773人	137,794人	139,710人	136,609人	137,523人
受診者数 (実績)		57,665人	61,647人	65,880人	69,152人	73,199人	78,045人	83,444人	89,002人	88,602人	92,233人	97,183人	101,554人
実施率	滋賀	54.0% (11位)	55.8% (11位)	57.8% (9位)	58.4% (10位)	59.9% (8位)	61.4% (8位)	63.3% (5位)	65.6% (6位)	64.3% (7位)	66.0% (8位)	71.6% (6位)	73.8%
	全国	44.3%	45.7%	46.7%	48.0%	48.5%	49.6%	50.8%	52.3%	51.0%	53.6%	56.4%	57.7%

② 事業者健診データ取得（被保険者）

《実施策》

- ・ 事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。
- ・ 事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防ぐ。

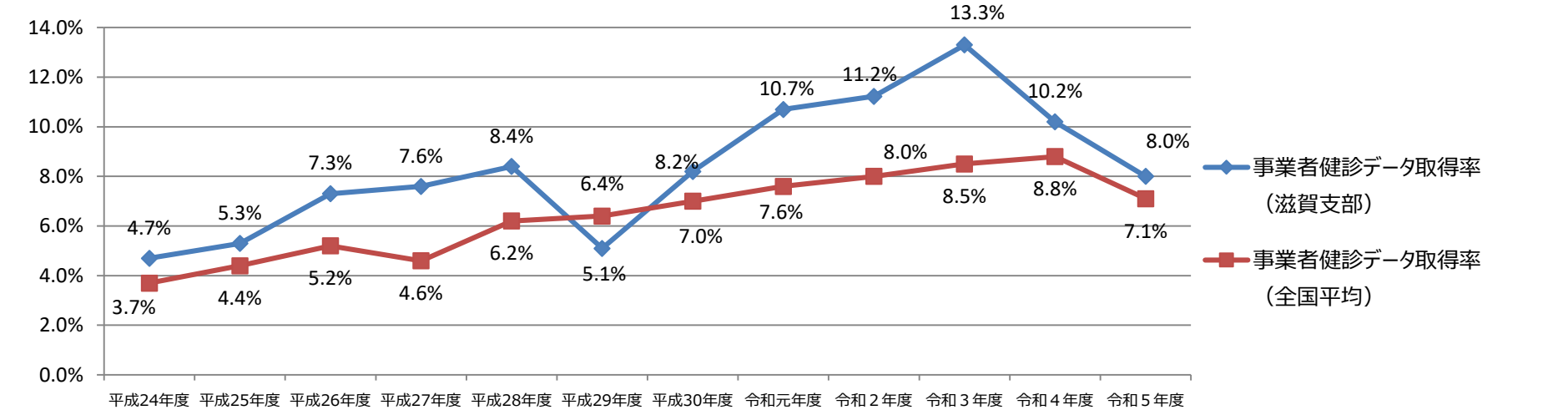
《実施結果》

- ・ 健診機関にとって優先順位が低い事業者健診結果データの作成について、健診受診月から3か月以内に提供した場合にインセンティブを付与することで早期提供につなげた。R4年度同様に目標値の設定を年間から月単位に変更することで、健診機関のモチベーションの向上を図った。
- ・ 昨年度健診結果データ提供に同意のあった事業所のうち、健診機関でのデータ作成ができない健診機関又はクリニック等で受診されている事業所へ、健診2か月前に事前にお知らせを実施した。
- ・ 事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局との連名勧奨を10/24に送付。勧奨対象は、健診対象者数（40歳以上）が3名以上、令和3年度、令和4年度の健診受診率が0%かつ令和5年度の健診受診率0%の事業所。⇒同意書取得率：10.9%（122先/1,121先）。同意書に基づいて、各健診機関へデータ作成を依頼した。

《評価と課題》

- ・ 令和5年度から生活習慣病予防健診の自己負担軽減により、事業所健診から生活習慣病予防健診へ切り替えた事業所が一定数あったこと、令和4年10月に国・地方自治体の短時間勤務職員の共済移管が実施された影響もあり、事業者健診データの取得率が減少した。
- ・ 健診機関におけるデータ作成の進捗確認を実施し、確実にデータを取得できるよう働きかけを実施していく。

事業者健診結果データ取得実績の推移



() 内の数値は全国順位

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 (40～74歳)		106,796人	110,419人	114,035人	118,390人	122,156人	127,123人	131,872人	135,773人	137,794人	139,710人	136,609人	137,523人
受診者数 (実績)		5,034人	5,848人	8,301人	9,034人	10,314人	6,506人	10,862人	14,501人	15,481人	18,565人	13,862人	10,999人
実施率	滋賀	4.7% (18位)	5.3% (19位)	7.3% (13位)	7.6% (7位)	8.4% (17位)	5.1% (35位)	8.2% (20位)	10.7% (13位)	11.2% (12位)	13.3% (9位)	10.2% (19位)	8.0%
	全国	3.7%	4.4%	5.2%	4.6%	6.2%	6.4%	7.0%	7.6%	8.0%	8.5%	8.8%	7.1%

③ 被扶養者の特定健診

《実施策》

- 被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。
- 無料健診を最大限生かすため、過去の申し込み状況を把握し、開始時期を早めることで、申し込みの少ない後半の会場への再勧奨等を積極的に行う。
- 特定健診実施率等の向上を図るため無料健診受診者へのアンケート結果を分析しボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。
- 健診機関、健診会場での新型コロナウイルス感染症対策を万全なものとし、また対策内容について広報を積極的に行う。

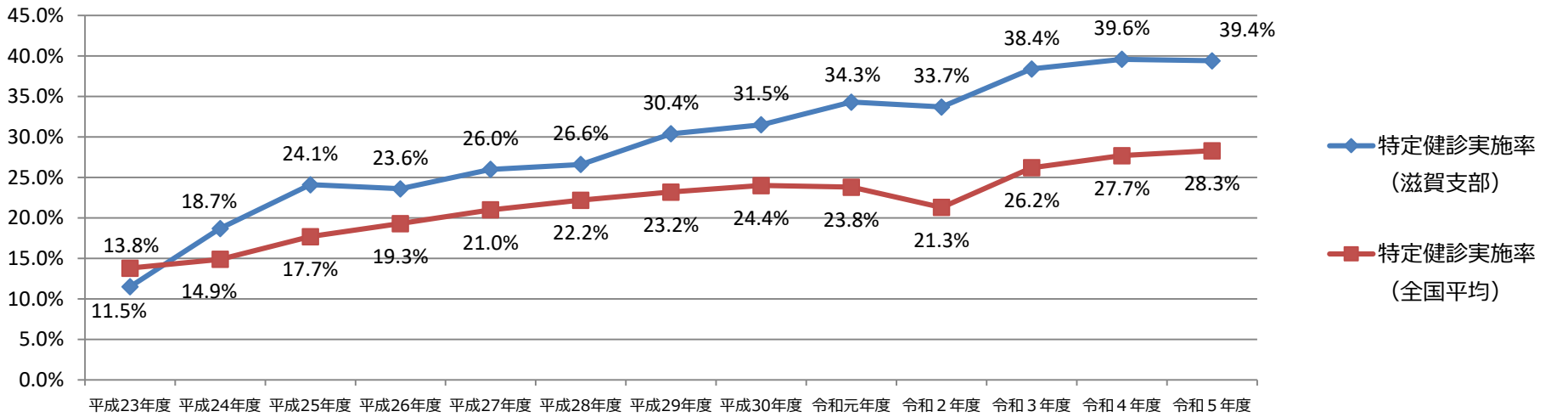
《実施結果》

- 無料健診について、内容は令和4年度事業を継続実施。これまでの申込状況やアンケート結果をもとに傾向を把握し、より申込率が高まるよう会場日程を設定した。市町との連携によるがん検診同時実施や、オプション健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施した。また、昨年同様に10月・11月の会場を対象に再勧奨（8/23）を実施した。冬季無料健診（1月－3月）の案内を11/21送付し、年間を通して集団健診を実施した。
⇒57会場121日間（うち、がん検診同時実施58日間）
- 来年度の市町との連携によるがん検診同時実施に向け、市町へ訪問による勧奨を実施した。

《評価と課題》

- 令和5年度においても年間を通して無料健診を実施（令和4年度より5日間増加）したが、健診実施率が若干低下。令和6年度においても市町とのがん健診同時日程を増加して実施。

特定健診受診率実績の推移



() 内の数値は全国順位

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 (40～74歳)		39,030人	39,692人	39,884人	39,580人	39,012人	39,187人	39,159人	39,196人	38,758人	37,819人	38,493人	34,209人
受診者数 (実績)		7,304人	9,562人	9,411人	10,288人	10,368人	11,894人	12,339人	13,441人	13,058人	14,525人	13,949人	13,488人
実施率	滋賀	18.7% (15位)	24.1% (5位)	23.6% (9位)	26.0% (9位)	26.6% (12位)	30.4% (5位)	31.5% (6位)	34.3% (3位)	33.7% (3位)	38.4% (3位)	39.6% (3位)	39.4%
	全国	14.9%	17.7%	19.3%	21.0%	22.2%	23.2%	24.4%	23.8%	21.3%	26.2%	27.7%	28.3%

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

ii 特定保健指導の実施率及び質の向上

《令和5年度事業計画》

- 特定保健指導の実施率の向上のため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和4年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
 - 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
 - 健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）について、令和5年度パイロット事業等を活用し、検討を行う。
 - 経年的未利用事業所等への働きかけに活用するため、特定保健指導の実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する具体的な事例集を作成する。
 - 令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果が出たことを評価するアウトカム指標が導入されることから、協会におけるモデル実施の効果検証を踏まえた運用方法を検討し、実施に向けた研修等を行う。
 - 保健事業の各種取組を支える専門職たる協会保健師について、全支部において複数名体制を構築するため、計画的かつ継続的な採用活動を行うなど、本部及び支部における採用活動の強化を図り、その確保に努める
 - 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。
 - 特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた試行的な運用を行う。
 - また、事業主や加入者のニーズに寄り添った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り組む。
- KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を38.0%以上とする
② 被扶養者の特定保健指導の実施率を32.6%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考目標） 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
被保険者の特定保健指導の実施率	19.1%	34.5%	38.0%	17.1%	3,389人/19,817人
被扶養者の特定保健指導の実施率	25.7%	31.0%	32.6%	26.3%	328人/ 1,247人

①被保険者

《実施策》

- ・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。
- ・ また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。
- ・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。
- ・ 特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。

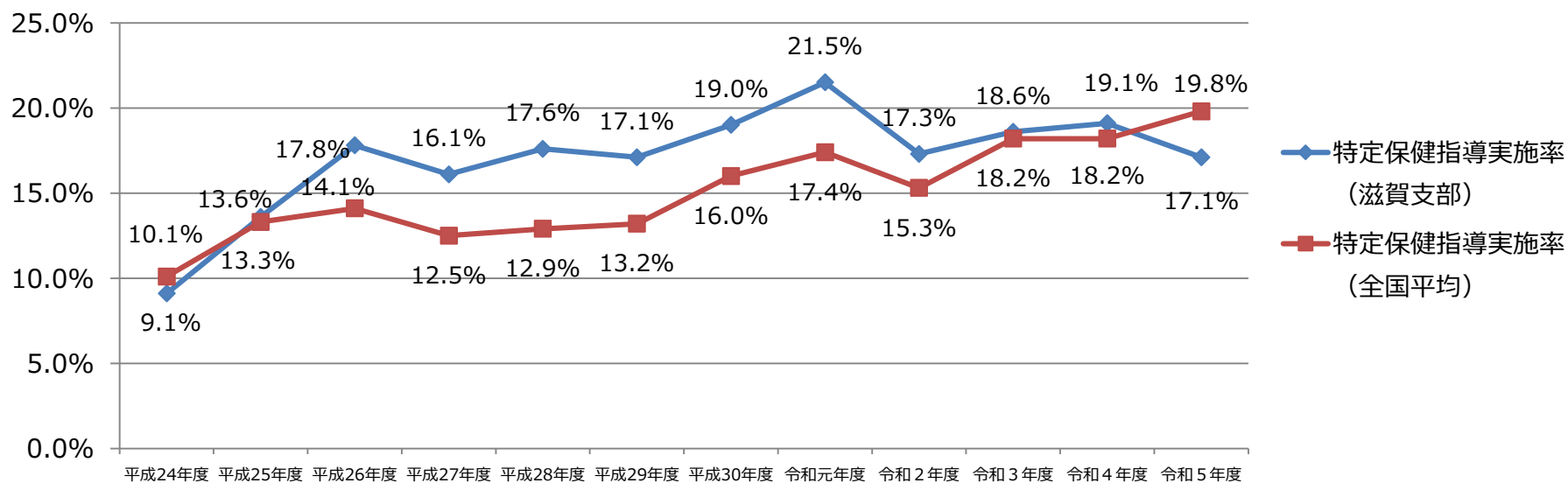
《実施結果》

- ・ 保健指導対象者数が多い健診機関との連絡調整会議を実施。保健師の削減などマンパワー不足が課題である。
- ・ 全職員による事業所訪問を7月～9月に実施し、特定保健指導の必要性を理解してもらい、対象者のスケジュール調整を依頼した。
- ・ 健康アクション宣言事業所に対する特定保健指導実施率向上のため、事業所に対する保健指導案内文書の内容を見直し、特定保健指導50%以上実施を意識させた。（健康アクション宣言事業所における特定保健指導実施率：26.6%）
- ・ 実施率の低い健康アクション宣言事業所へトップセールス（訪問勧奨）を実施し、特定保健指導実施に向け、事業所との協議を実施した。

《評価と課題》

- ・ 特に健診機関での特定保健指導実施率が低下。（前年度比76%：令和5年12月時点）健診機関における健診当日の特定保健指導実施に向け、健診機関、事業所へのアプローチが必須。

特定保健指導実施率（被保険者）の推移



		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 (40～74歳)	滋賀	12,268人	13,482人	14,351人	15,139人	16,115人	16,922人	18,303人	18,942人	18,365人	19,501人	20,492人	19,817人
	受診者数 (実績)	1,134人	1,836人	2,548人	2,436人	2,838人	2,900人	3,483人	4,069人	3,182人	3,635人	3,547人	3,389人
実施率	滋賀	9.1%	13.6%	17.8%	16.1%	17.6%	17.1%	19.0%	21.5%	17.3%	18.6%	19.1%	17.1%
	全国	10.1%	13.3%	14.1%	12.5%	12.9%	13.2%	16.0%	17.4%	15.3%	18.2%	18.3%	19.8%

②被扶養者

《実施策》

- ・ 健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。
- ・ また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。
- ・ 特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。
- ・ 特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。

《実施結果》

- ・ 無料健診会場を視察し、各機関の動線を確認した。中でも実施率の高い健診機関には工夫があり、その工夫を他の健診機関へも直接伝えた。（例：検査項目の動線の中盤に特定保健指導を組み込むことで、検査項目の1つとして保健指導を実施）
- ・ 当日利用されなかった方及び後日に対象者と判明した方へ特定保健指導利用券を送付し利用を勧奨した。

《評価と課題》

- ・ 令和5年度において、前年度より実施率が増加した。無料健診の健診実施機関の受託条件として、前年度の特定保健指導の実施率を評価点として加点することで、特定保健指導の実施率が高い健診実施機関を有利に選定し、実施率向上を目指している。この調達方法により、健診実施機関において特定保健指導の実施を意識させている。

令和6年3月時点

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 (40～74歳)	滋賀	705人	1,004人	869人	929人	903人	1,155人	1,181人	1,333人	1,278人	1,448人	1,361人	1,247人
受診者数 (実績)	滋賀	23人	90人	113人	113人	103人	76人	151人	381人	393人	350人	350人	328人
実施率	滋賀	3.3%	9.0%	13.0%	12.2%	11.4%	6.6%	12.8%	28.6%	30.8%	24.3%	25.7%	26.3%
	全国	2.4%	2.7%	3.3%	3.5%	3.6%	4.5%	5.4%	11.8%	13.1%	12.8%	15.5%	15.6%

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

iii 重症化予防対策の推進

「令和5年度事業計画」

- 未治療者の受診率の向上を図るため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。
- 特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備を行う。
- かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考）目標 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	9.0%	12.4%	13.1%	未確定	

《実施策》

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施

- ・ 協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。
- ・ 二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるようにする。
- ・ 労働安全衛生の観点から事業所における受診勧奨の取り組みを促進するため、事業主が従業員に対して声掛けがしやすいポスターを作成し配布する。ポスターの配布については、効果を高める関係団体と連携協力を図る。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ることで（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ることで、重症化を予防する。
- ・ この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。
- ・ 滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。

《実施結果》

- ・ 本部から1次勧奨送付後、より重症域にある方で回答のない方へ支部から2次勧奨を実施。2週間以内に回答のない方へは、電話による勧奨を実施した。
- ・ 血圧と血糖に加えて、R4.10からはLDL（悪玉）コレステロールのリスクがある方へも受診勧奨を実施した。（勧奨数：前年比1.5倍増）
- ・ 協会けんぽからの受診勧奨は健診受診後6か月以上経過するため、有所見者に対して事業所が声掛けしやすくなるようなポスターを作成し事業所へ配布した。作成配布について、関係団体と連携することで効果的に事業を展開した。（滋賀県労働基準協会の会員事業所（約1,400先）、トラック協会の会員事業所（約740先）、支部健康保険委員（約2,800名））

《評価と課題》

- ・ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業において、甲賀圏域で実施している糖尿病連携医制度を他の圏域へ展開するため、東近江圏域、湖南圏域での会議の場で意見発信を実施したが、医師会や市町の連携協力が得られていない状況である。

企画総務グループ

●令和5年度 数値目標達成状況

2. 戦略的保険者機能強化関係

項目	令和5年度 目標	実績	目標 達成状況 ○：達成 ×：未達成	資料掲載
健康宣言事業所を950事業所以上とする。	950件 以上	1,048件	○	P42～43
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47.0%以上とする。	47.0% 以上	45.4%	×	P44～45
ジェネリック医薬品使用割合を82.6%以上とする。	82.6% 以上	84.1% (※)	○	P46～48
他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする。	100.0%	100.0%	○	P51～52

※R6.2月
時点

3. 組織・運営体制関係

項目	令和5年度 目標	実績	目標 達成状況 ○：達成 ×：未達成	資料掲載
一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。	20.0% 以下	0.0%	○	P64～65

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

iv 健康経営（コラボヘルスの推進）

「令和5年度事業計画」

- 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、事業所カルテを積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。
- 健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、データ分析に基づく地域の特性に応じたポピュレーションアプローチについて、パイロット事業の活用を含め、展開を図る。
- 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。
- KPI：健康宣言事業所数を950事業所以上とする。

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考）目標 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
健康経営宣言事業所数	937	64,000	950	1,048	令和6年3月時点

「実施策」

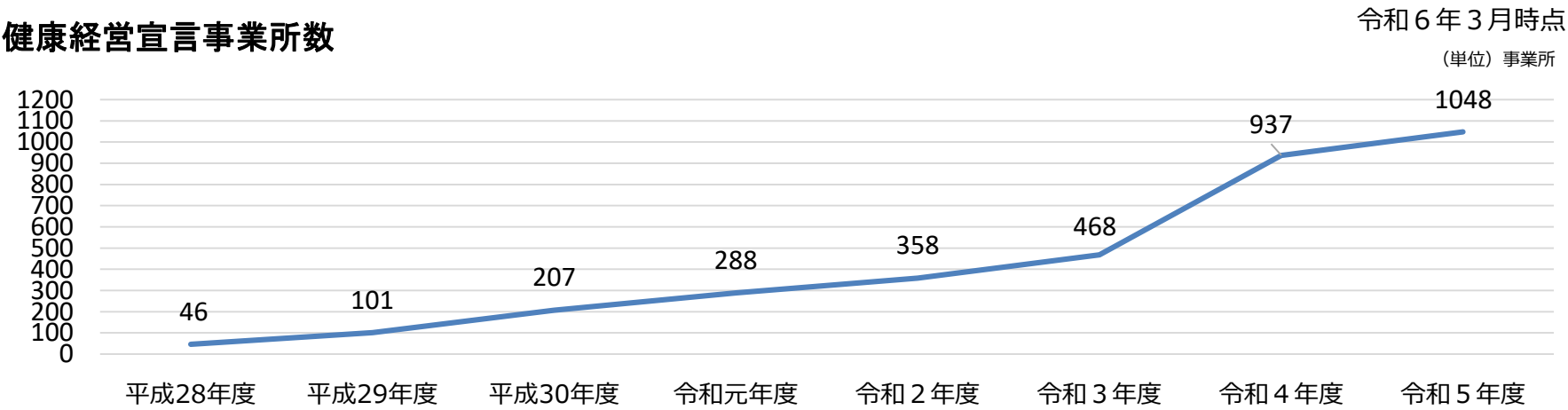
- 優良法人認定を受けた事業所等の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。
- 事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の必要性を訴求する。開催にあたっては、オンライン方式など、新型コロナウイルス感染症の状況に合わせて柔軟に対応する。
- 健康教室を開催し（WEBによる開催も含む）、事業所における健康づくりの推進を支援する。
- 健康測定器などを事業所に貸出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の機運を高める。

「実施結果」

- 健康教室（14講座）、健康測定機器の貸し出しを5月から開始。
- 外部協力事業者2社と新たに覚書を締結し、健康アクション宣言登録勧奨を実施。
- アクサ生命と連携した健康経営オンラインセミナーを開催。（9月・12月）
- 滋賀支部主催の健康経営セミナーを開催（オンライン 8月、集合形式 2月）。2月のセミナーでは、メンタルヘルスとの関連も深い「睡眠」に関し、外部講師を招いた講演を実施したほか、積極的に健康経営に取り組む3事業所による事例発表を行った。
- 未宣言事業所1,576社に対し、文書及び電話勧奨を実施。33件の宣言獲得につながった。（10月～12月）

<<評価と課題>>

- KPIは達成することができたが、宣言事業所拡大に向けて実施した、文書・電話勧奨によるエントリー数が伸び悩んだ。（33事業所 / 1,576事業所 エントリー率2.09%）理由として、令和5年度は、これまで勧奨を実施し、エントリーに至らなかった中～大規模事業所を中心に勧奨を実施したことが考えられるが、登録のあった事業所の被保険者数は3,464名となっており、規模を鑑みると一定の効果があったと考えられる。
- 令和6年度については、中～大規模事業所だけでなく、小規模事業所も対象に含み、勧奨を実施するとともに、宣言済み事業所のフォローアップについても充実を図る。



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康経営宣言事業所数	46	101	207	288	358	468	937	1,048

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康教室実施数	30	41	47	37	60	67	84	96

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康測定機器貸出数(※)	40	66	73	98	101	114	160	167

(※) 令和3年度までは、血管年齢測定器貸出数。令和4年度以降は、糖化度測定器および血管年齢測定器の貸出数となる。

2 戦略的保険者機能関係

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

＜＜令和5年度事業計画＞＞

- 協会として統一的・計画的な広報を実施していくため、本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。
 - 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。
 - 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。
 - 健康保険委員活動の活性化を図るための研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化する。
- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47%以上とする。

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考実績） 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	43.2%	50.8%	47.0%以上	45.4%	令和6年3月時点

＜＜実施策＞＞

- 定期的なDM勧奨を継続すると共に、被保険者数が一定以上の未委嘱事業所については、アクション宣言の勧奨と合わせた効率的な勧奨を行う。

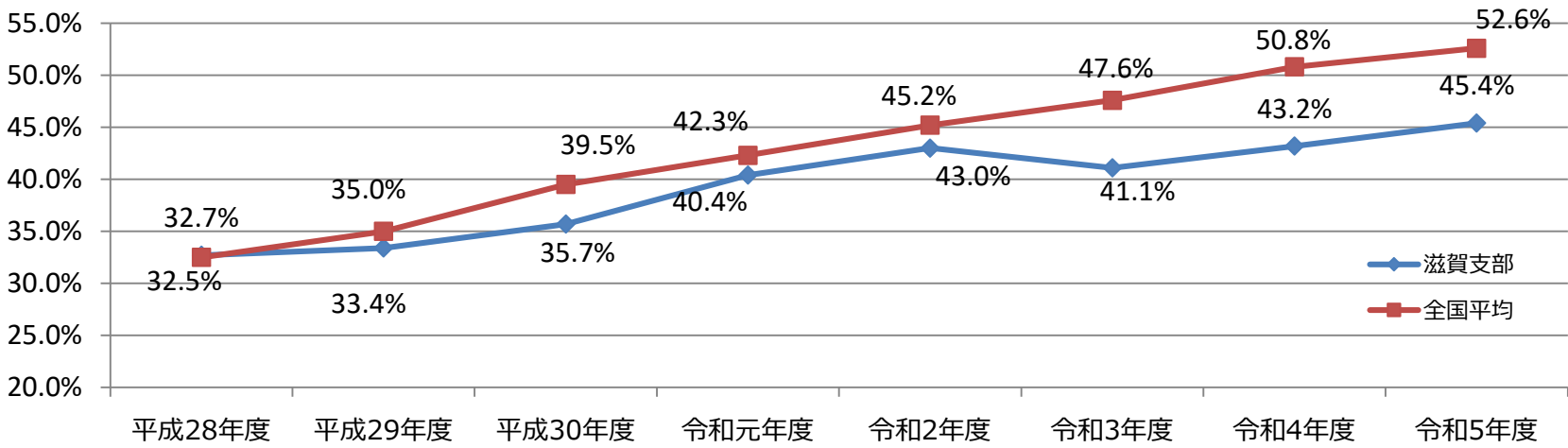
＜＜実施結果＞＞

- 新規適用事業所へ生活習慣病予防健診案内時に勧奨文書を同封。（随時）
- 新規委嘱した健康保険委員へ本部作成の広報資材「協会けんぽガイドブック」を配布。（随時）
- 納入告知書同封チラシ（約22,000事業所に配布）に新規委嘱勧奨記事及び登録届を掲載。（7月）
- 職員による大規模事業所（被保険者120名以上）への訪問による登録勧奨。（25件/7～9月）
- 中規模事業所（被保険者50名～120名）への支部長名（公印押印）による文書勧奨の実施。（238件/8月）
- 未宣言事業所1,600社に対し、文書及び電話勧奨を実施（宣言担当者を健康保険委員に委嘱）。（10月～12月）

<<評価と課題>>

- 定期的な文書勧奨及び大規模事業所の訪問勧奨により、前年度からの伸びは2.2%となり、全国の伸び（1.8%）を上回ったが、最終的な被保険者カバー率は45.4%となり、KPI（47.0%以上）の達成には至らなかった。
- 中～大規模事業所については、健康宣言の勧奨と併せて委員勧奨を実施したが、登録件数が伸び悩んだ。
- 令和6年度については、既存の広報媒体の見直しを行い、一目で健康保険委員のメリットを訴求でき、かつ申込時に手間をなるべく減らした様式とするとともに、健康保険委員向けのサービスの拡大も図っていく。

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合
 令和6年3月時点



		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和5年度
委嘱者数	滋賀	1,249人	1,165人	1,266人	1,392人	1,569人	1,742人	2,642人	2,692人
	全国	117,450人	129,879人	152,952人	179,989人	203,425人	253,626人	288,836人	320,669人
被保険者カバー率	滋賀	32.7%	33.4%	35.7%	40.4%	43.0%	41.1%	43.2%	45.4%
	全国	32.5%	35.0%	39.5%	42.3%	45.2%	47.6%	50.8%	52.6%

2 戦略的保険者機能関係

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

＜＜令和5年度事業計画＞＞

＜課題分析＞

- 協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

＜医療機関・薬局へのアプローチ＞

- 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

＜加入者へのアプローチ＞

- 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。
- 県や県薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。

＜その他の取組＞

- ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、使用促進に向けて、積極的に意見発信する。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を対前年度末以上とする。

※医科、DPC、調剤、歯科

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考）実績 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
ジェネリック医薬品使用割合	82.6%	81.7%	82.6%以上	84.1%	令和6年2月時点

《実施策》

- ・ 医療機関への年2回の見える化ツールの提供を継続して行う。
- ・ 医療関係団体等への働きかけも継続し、使用促進に関する広報等への協力依頼を行う。
- ・ 保険者協議会と協力して、県内の医療機関へ積極的に働きかけを行う。

《実施結果》

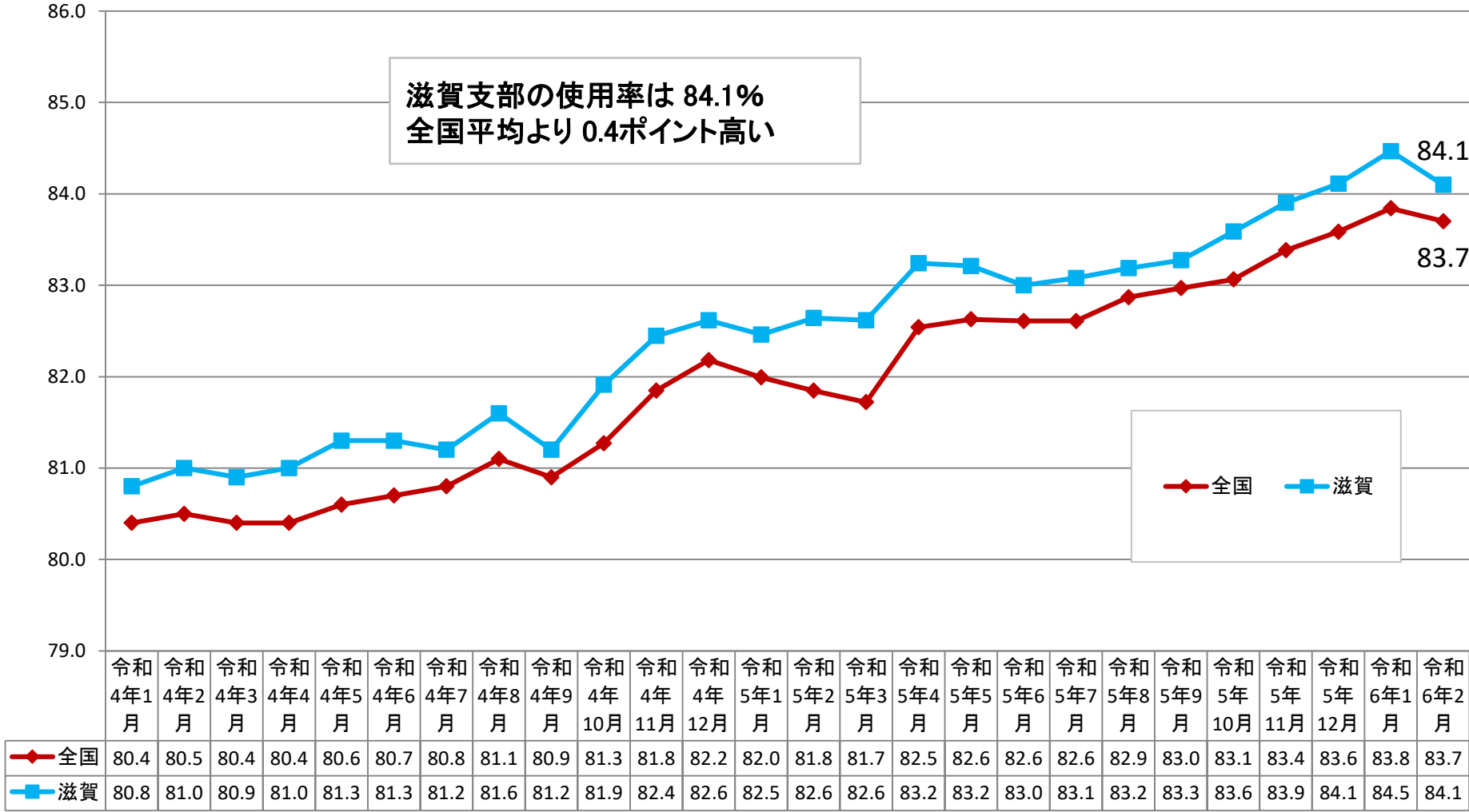
- ・ 滋賀県医師会・滋賀県歯科医師会・滋賀県薬剤師会・滋賀県病院協会へ協力依頼を行い、県内医療機関・薬局に対し、医療機関ごとのジェネリック医薬品の処方割合等をお知らせする資料を配布した。（7月：1,541件、1月：1,541件）
- ・ 協会本部より、ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減額をお知らせする「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付。（8月：22,789件、1月：19,434件）
- ・ 健康保険委員向け広報誌「健康保険委員News」において、ジェネリック医薬品希望シール等に関する広報を実施。（9月）
- ・ 供給不足など、ジェネリック医薬品を取り巻く環境に大きな変化がないことを鑑み、令和5年度はより多くの加入者にジェネリック医薬品を取り巻く環境の周知や使用促進を促すため、別途予定していた「メディア・WEB等を活用した医療費適正化及びインセンティブ広報事業」に、予算を充当し、医療費適正化キャンペーンの一環としてジェネリック医薬品の広報を実施した。（2月～3月）

《評価と課題》

- ・ ジェネリック医薬品の供給不足等の状況は大きな変化がない中ではあったが、三師会及び病院協会と連携した「見える化ツール」の提供等を確実に実施した。その結果、令和6年2月時点の使用割合は84.1%となり、現時点でKPI（82.6%以上）は達成している状況にある。（評価は令和6年3月時点の数値となる）
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進にあたっては、供給不足により医療提供側が先発品を処方せざるを得ない状況がある点も考慮し、引き続き、各関係団体と連携しながら、保険者としての供給問題への対応（広報等）と使用促進の両輪で進めていく必要がある。

ジェネリック医薬品使用状況 <新指標による後発医薬品割合（数量ベース）>

※令和6年2月分が現時点で直近の数値となる。



注 1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）
なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注 2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注 3. [後発医薬品の数量] ÷ ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

注 4. 「国全体の使用割合_調剤」は「調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省）、「国全体の使用割合_医科・DPC・調剤・歯科」は「医薬品価格調査」（厚生労働省）による。

注 5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

2 戦略的保険者機能関係

(4) インセンティブ制度の着実な実施

＜＜令和5年度事業計画＞＞

- 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

数値指標

KPIの設定なし

＜＜実施策＞＞

- 加入者への周知としてWEBやメディアを活用した広報を実施し、事業主への周知としては経済団体の定期広報誌等を活用した広報を行う。

＜＜実施結果＞＞

- 全事業所向け広報紙「協会けんぽしが」や、健康保険委員向け広報誌「健康保険委員NEWS」において、インセンティブ制度の評価指標や滋賀支部の全国順位について広報を実施。加入者・事業主に対し、取組促進についての協力を求めた。（4月・10月）
- 医療費適正化及びインセンティブ制度について、加入者・事業主に幅広く効果的に周知するため、地元メディア（びわ湖放送）及び地元タレントとタイアップした「MC MORIYAの医療費お得ダイエット」キャンペーンを展開。テレビ番組、CM、WEB及びパンフレットによる複合的な広報を展開し、広く加入者への周知を行った。（2月・3月）

＜＜評価と課題＞＞

- 地元メディアとタイアップしたキャンペーン広報の中で実施したアンケート結果より、40～60歳代の“働き世代”の回答が多く（全体の7割）今回のテレビ放送を中心とした広報について、協会の健診・保健指導の対象となる年齢層への一定の訴求効果があったと考えられる。
- また、広報内容についても、「診療時間外の受診を抑えることで、医療費が節約できる」など具体的なメリットがあるものは訴求しやすく、インセンティブ制度など、初見で伝わりづらい内容については理解が乏しいことが分かった。特定保健指導についても、一定の啓発効果はあったが、受診率向上のためには事業所担当者に向けた広報など、広報ターゲット及び広報手法の検討が必要と考える。

2 戦略的保険者機能関係

(5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

i 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

《令和5年度事業計画》

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。

数値指標

KPIの設定なし

《実施策》

- ・ 健診結果データ、医療費データ等を活用し、県内の特徴的な傾向をつかむことによって意見発信につなげる。

《実施結果》

- ・ 令和4年度に引き続き、調査分析PT会議を実施。PT会議の中で、データを使用した分析手法の共有や、セルフBIツール（Tableau）の活用により、支部職員のスキル向上を図る。（随時）
- ・ 保険者協議会において、支部分析事業の紹介及び協会データを使った分析結果に基づく発信を行った。（9月）
- ・ 県の医療審議会において、滋賀支部加入者の診療時間外受診が他支部に比べて相当多くなっていること（全国42位～43位）について説明し、滋賀県が課題としている救急搬送に占める軽症者の割合が全国比でも高い点について、救急安心センター事業（#7119）の取組みが有効であり、早急に実現してほしい旨の発言を行った。また、導入に当たっては、協会けんぽ加入者への周知という点で、広報面で県と連携できる点についても説明した。（11月）

《評価と課題》

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画の検討の場である医療審議会において、滋賀支部加入者の診療時間外受診の状況など、加入者データに基づく発言を行い、適正受診対策に係る意見発信を行った。
- ・ 令和6年度も引き続き審議会等へ出席の上、積極的な意見発信を行っていく。

2（5）地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

ii 医療提供体制に係る意見発信

「令和5年度事業計画」

- ii）医療提供体制に係る意見発信
- 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

数値指標	KPIの設定なし	他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする
------	----------	---

「実施策」

- 地域医療が見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。
- これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。

「実施結果」

- 協会においては、東近江、湖南、湖東、甲賀圏域の調整会議に参画。当支部からは、地域包括ケアの推進に向けた意見交換の中で「無料健診と市町のがん検診を同時に実施することで受診率が向上することから、引き続き連携した取組をお願いしたい。」との発言を行った。

「評価と課題」

- 医療保険者の立場から、積極的に健診・保健指導の推進に取り組んでいる点や、当協会が実施する無料健診と市町のがん検診の同時実施の実現について意見発信しているが、協会加入者のデータに基づく意見発信が十分に行えていない。エビデンスに基づいた意見発信に向け、体制を構築し、データ分析を進めていく必要がある。

他の被用者保険者と連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和5年度
他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

協会けんぽが参加している圏域

湖南圏域
東近江圏域
湖東圏域
甲賀圏域

2（5）地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

iii 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

＜＜令和5年度事業計画＞＞

- iii）医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信
- 保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。

数値指標	KPIの設定なし
------	----------

＜＜実施結果＞＞

- 保険者協議会において、地域の医療費・健診結果データの分析を共同で実施。協会けんぽからは滋賀支部加入者のデータ（匿名加工したもの）を提供し、データ分析を実施。
- 滋賀県による第4期医療費適正化計画（2024年～2029年）の策定に向けた議論が行われる、滋賀県医療審議会医療費適正化計画部会に支部長が参画。令和5年11月までに2回の会議が開催された。当支部からは、第4期から新たな目標として設定される「医療資源の効果的・効率的な活用」の項目に関し、当協会のデータに基づき、白内障手術及び化学療法の外来での実施状況について説明し、各保険者の状況に応じた取り組みが必要である旨の意見を発信した。

＜＜評価と課題＞＞

- 協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、保険者協議会等において、引き続き、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。

2（5）地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

iv 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

《令和5年度事業計画》

- 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。
- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

《実施策》

- ・ 本部提供データ等を活用し、ホームページへの掲載や各広報媒体を利用し、滋賀支部の状況を発信する。
- ・ 協定を締結している諸団体にも協力を依頼し、子ども医療費適正化の啓発を行う。

《実施結果》

- ・ 令和4年度に引き続き、子ども医療適正化を訴求するため、県内すべての小学校に配布される「防災ハンドブック」への広告出稿（#8000の案内）を実施。広告において、公開中のYouTube動画への誘導を実施している。（8月）
- ・ 防災ハンドブックへの広告出稿に付随するラジオCMを下期実施した。（11月～12月）
- ・ 地元メディアを活用した医療費適正化に係るテレビCMの実施（7月～8月）
- ・ 医療費適正化及びインセンティブ制度について、加入者・事業主に幅広く効果的に周知するため、地元メディア（びわ湖放送）及び地元タレントとタイアップした「MC MORIYAの医療費お得ダイエット」キャンペーンを展開。テレビ番組、CM、WEB及びパンフレットによる複合的な広報を展開し、広く加入者への周知を行った。（2月・3月）

《評価と課題》

- ・ 滋賀支部では、小児の時間外受診の割合が高く、子ども医療費の適正化について啓発広報等の対策が課題であるが、防災ハンドブックは、県内の小学3～6年生にもれなく配布される冊子であり、一定の効果があったと見込める。
- ・ 2月・3月に実施したキャンペーン広報について、協会けんぽ単独での実施としたが、顔の見えるネットワークを活用し、経済団体や県、評議員にも広報協力を依頼することで、より多くの方の目に触れる機会が増えると考えられるため、次年度以降、その点も考慮する。

2 戦略的保険者機能関係

(6) 調査研究の推進

i 本部・支部による医療費等分析

《令和5年度事業計画》

i) 本部・支部による医療費等分析

- 医療費適正化等に向けて、基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。
- 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析を実施する。
- 医療費適正化に向けて、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

数値指標

KPIの設定なし

《実施策》

- 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、近隣の大学・研究機関など外部有識者の知見等も活用して分析を実施する体制を整える。

《実施結果》

- 保険者協議会において、地域の医療費・健診結果データの分析を共同で実施。協会けんぽからは滋賀支部加入者のデータ（匿名加工したもの）を提供し、データ分析を実施。

《評価と課題》

- 保険者協議会において、県民の健康データを集約した成果物を作成。本成果物については、地域職域会議等における基礎資料として活用するほか、滋賀支部においても、県内の健康課題を把握するための資料として、今後注力していく事業の立案・運営に活用する予定としている。

2（6）調査研究の推進

ii 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

＜＜令和5年度事業計画＞＞

ii）調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

- 支部における医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表するため、各種学会での発表を通して、内外に広く情報発信する体制を整える。
- 支部の加入者約35万人分のデータを活用した調査研究を推進するとともに、統計分析研修や本部と支部の連携強化等による人材育成を通して、支部における調査研究を推進する。

数値指標

KPIの設定なし

＜＜実施策＞＞

- ・ 統計分析研修等に積極的に参加し、支部調査分析プロジェクトチームを活用して調査研究を推進する。

＜＜実施結果＞＞

- ・ 令和4年度に引き続き、調査分析PT会議を実施。PT会議の中で、データを使用した分析手法の共有や、セルフBIツール（Tableau）の活用により、支部職員のスキル向上を図る。（随時）
- ・ 保険者協議会における支部分析事業の紹介及び協会データを使った分析結果に基づく発信。（9月）

＜＜評価と課題＞＞

- ・ 令和5年度についても、調査分析PTを活用した職員の分析スキルの向上に努めたが、内外に発信するための体制構築や分析結果の事業への活用には至らなかった。
- ・ 令和6年度は調査分析PTにおいて支部の医療費や健診データの分析を行い、分析結果を反映した広報ツールを作成し、事業所訪問等での活用につながるよう取り組みを強化する。

3 組織・運営体制関係

(1) 人事・組織に関する取組

i 人事制度の適正な運用

＜＜令和5年度事業計画＞＞

- 管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。

＜＜実施策＞＞

- ・ 業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。
- ・ 業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。

＜＜実施結果＞＞

- ・ 半期ごとに支部内で業務改善提案を募集し、業務改善提案委員会で検討している。今年度は5月・11月に業務改善提案を募集。5月は30件、11月は8件の提案があり、内27件について実施中。
- ・ 上記、業務改善提案とは別に1月から4月にかけて業務見直しを実施。業務の削減及び効率化を図った。

＜＜評価と課題＞＞

- ・ 業務改善提案については、滋賀支部の取り組みとして定着しており、令和5年度についても多くの提案があり、実施に至っている。令和6年度も引き続き業務改善提案の募集を行い、業務効率化を図るとともに、実施に至った案件の定着化に向けた働きかけを行っていく。

3（1）人事・組織に関する取組

ii 新たな人員配置のあり方の検討

《令和5年度事業計画》

- 令和4年度に導入した新システムの安定稼働後の業務量を支部ごとに調査し、保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方を検討する。

《実施策》

- ・ 業務処理のあり方の見直しによる生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく人員配置を定着させる。
- ・ 職員のコア業務や企画業務への重点化を図る。

《実施結果》

- ・ 半期ごとに支部内で業務改善提案を募集し、業務改善提案委員会で検討している。今年度は5月・11月に業務改善提案を募集。5月は30件、11月は8件の提案があり、内27件について実施中。
- ・ 上記、業務改善提案とは別に1月から4月にかけて業務見直しを実施。業務の削減及び効率化を図った。

《評価と課題》

- ・ 業務改善提案については、滋賀支部の取り組みとして定着しており、令和5年度についても多くの提案があり、実施に至っている。令和6年度も引き続き業務改善提案の募集を行い、業務効率化を図るとともに、実施に至った案件の定着化に向けた働きかけを行っていく。

3（1）人事・組織に関する取組

iii 人事評価制度の適正な運用

＜＜令和5年度事業計画＞＞

- 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

＜＜実施策＞＞

- ・ 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。
- ・ 面談を通じ職員の理解を深め、組織目標を達成するための適切な進捗管理を行う。

＜＜実施結果＞＞

- ・ 上期、下期に職層に応じた目標設定を行い、管理者が目標設定時及びフィードバック時の面談を行っている。
- ・ 毎月、進捗会議を開催し、各グループ毎に、統一書式を用いてKPIや支部業績評価項目について進捗状況の確認を行っている。

＜＜評価と課題＞＞

- ・ 幹部職及び管理職が出席する進捗会議を毎月開催し、各グループごとに設定されているKPI等の目標達成に向けた進捗確認を実施した。進捗確認で使用する様式については、一部、不要な項目や重複項目が含まれていたため、より適切に管理ができるよう内容の見直しを行ったが、評議会資料の内容と重複する部分も多いことから、令和6年度に資料の統一化を図る。

3（1）人事・組織に関する取組

iv OJTを中心とした人材育成

《令和5年度事業計画》

- OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、スタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得やPCスキルの向上を目的とした本部研修に積極的に参加する。
- 採用2年目の職員を対象に、業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした新たな研修に参加する。
- 業務別研修として、保健師キャリア育成課程研修や経理担当者研修等に加えて、第3期データヘルス計画の策定等に関する研修にも積極的に参加する。
- 保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討する。

《実施策》

- ・ 「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせることで人材育成を推進する。
- ・ 「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。
- ・ 支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。
- ・ 加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。
- ・ 業務に関する支部内勉強会を定期的に実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。

《実施結果》

- ・ 支部職員の業務知識底上げのため、毎月テーマを決め、支部内研修会を実施。（毎月1回）
- ・ 職員の必須研修（ハラスメント・個人情報保護・コンプライアンス・情報セキュリティ・メンタルヘルス・ビジネススキル）を開催。また、支部独自研修（説明力向上研修）を実施した。
- ・ 令和5年4月採用の新入職員について、協会職員としての基礎力を養い、将来の協会を担う人材としての基盤を形成する目的から、研修実施計画に基づくOJTを実施（4月～9月）
- ・ 本部主催の統計分析研修に、職員3名が参加。分析スキル向上に努めている。（8月～9月）

《評価と課題》

- ・ 職員必須研修を確実に実施したほか、支部独自研修を計画的に実施し、支部職員の能力向上に努めた。令和6年度も研修実施計画に基づき、職員研修を確実に実施する。

3（1）人事・組織に関する取組

V 支部業績評価の実施

＜＜令和5年度事業計画＞＞

- 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。【本部実施】

＜＜実施策＞＞

- ・ 毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。
- ・ 他支部との業績評価の比較を通じ、自支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。

＜＜実施結果＞＞

- ・ 毎月、進捗会議を開催し、各グループ毎に、統一書式を用いてKPIや支部業績評価項目について進捗状況の確認を行っている。

＜＜評価と課題＞＞

- ・ 幹部職及び管理職が出席する進捗会議を毎月開催し、各グループごとに設定されているKPI等の目標達成に向けた進捗確認を実施した。進捗確認で使用する様式については、一部、不要な項目や重複項目が含まれていたため、より適切に管理ができるよう内容の見直しを行ったが、評議会資料の内容と重複する部分も多いことから、令和6年度に資料の統一化を図る。

3 組織・運営体制関係

(2) 内部統制に関する取組

i リスク管理

《令和5年度事業計画》

- 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

《実施策》

- ・ リスク管理に関する必須研修や、定期的な模擬訓練を確実に実施する。

《実施結果》

- ・ リスクに関する職員の必須研修（ハラスメント・個人情報保護・コンプライアンス・情報セキュリティ・メンタルヘルス）を開催
- ・ コンプライアンス委員会の開催（4月・6月・9月・12月・2月）、個人情報保護管理委員会の開催（4月・6月・9月・12月）
- ・ 「コンプライアンスマニュアル」、「情報セキュリティ自己点検における点検項目」、「過去の事務処理誤り事例」について、朝礼時に各グループで読み合わせを行っている。
- ・ 職員の各端末に不要なデータ（個人情報等）が保存されていないか点検を実施。（毎日）
- ・ 安否確認システムによる、模擬訓練の実施（9月・3月）

《評価と課題》

- ・ リスク管理に関する必須研修や、定期的な模擬訓練等を確実に実施するとともに、朝礼等での事例の読み合わせ等を継続することで、職員への啓発を行った。令和6年度についても、継続実施する。

3（2）内部統制に関する取組

ii コンプライアンスの徹底

《令和5年度事業計画》

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。
- 年4回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。
- 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。
- 外部相談窓口（ハラスメント相談・内部通報）を活用する。

《実施策》

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、コンプライアンスマニュアルを活用し研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報等日次チェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。

《実施結果》

- リスクに関する職員の必須研修（ハラスメント・個人情報保護・コンプライアンス・情報セキュリティ・メンタルヘルス）を開催
- コンプライアンス委員会の開催（4月・6月・9月・12月・2月）、個人情報保護管理委員会の開催（4月・6月・9月・12月）
- 「コンプライアンスマニュアル」、「情報セキュリティ自己点検における点検項目」、「過去の事務処理誤り事例」について、朝礼時に各グループで読み合わせを行っている。
- 職員の各端末に不要なデータ（個人情報等）が保存されていないか点検を実施。（毎日）
- 安否確認システムによる、模擬訓練の実施（9月・3月）

《評価と課題》

- コンプライアンス管理に関する必須研修等を確実に実施するとともに、朝礼等での事例の読み合わせ等を継続することで、職員への啓発を行った。令和6年度についても、継続実施する。

3 組織・運営体制関係

(3) その他の取組

i 費用対効果を踏まえたコスト削減等

「令和5年度事業計画」

- 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
 - 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
 - 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
 - また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

数値指標（KPI）	実績 令和4年度 滋賀支部	（参考実績） 令和4年度 全国	目標 令和5年度 滋賀支部	実績 令和5年度 滋賀支部	備考
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	12.5%	14.3%	20%以下	0%	令和6年3月時点

《実施策》

- ・ 調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。
- ・ 調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。
- ・ 消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。
- ・ 電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。
- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。
- ・ 事務所賃借料の適正水準維持に努める。
- ・ 継続的なムダの発掘により経費を削減する。

《実施結果》

令和6年3月時点

入札案件	応札状況	契約年月日
滋賀支部が発送する郵便物に関する郵便局への差出業務	2社	令和5年4月1日
広報誌「協会けんぽしが」の作成	3社	令和5年4月1日
糖化産物（AGEs）測定器一式の賃貸借	2社	令和5年5月1日
健康保険委員向け広報誌「健康保険委員NEWS」の印刷及び封入・封緘業務委託	5社	令和5年6月29日
特定健診未受診者に対する令和5年度無料健診追加受診勧奨にかかる案内ハガキ作製業務委託	2社	令和5年7月28日
令和5年度電話による「生活習慣病予防健診の受診勧奨」及び「定期健康診断結果データの提出勧奨」等に係る業務委託	2社	令和5年9月6日
令和5年度冬季無料健診DM作製業務委託	3社	令和5年10月8日
令和6年度生活習慣病予防健診・特定健康診査における健診案内等の発送業務委託	7社	令和5年11月8日
令和6年度生活習慣病予防健診案内等発送等にかかる支部独自印刷物の作成	4社	令和6年2月1日

《評価と課題》

- ・ 令和6年度の一般競争入札に占める一社応札案件の割合は0%となり、KPIを達成した。
- ・ 令和6年度においても、調達にあたり、公告期間を長く設定できるようにスケジュール管理を行うとともに、過去に同様の調達に参加した実績のある事業者への声掛けを行うなど、参加事業者増加に向けた取り組みを実施する。